

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条例（議員発議）

- 県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
正する条例 一
- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 一
- 宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 二
- 宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例 三

ページ

条例

県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中、「法第百九条第六項（法第百九条の二第五項及び第百十条第五項）を、「法第百十五条の二第二項（法第百九条第五項）」に改め、「委員会の求めに応じて」を削り、同条第五号中、「法第百九条第五項（法第百九条の二第五項及び第百十条第五項）」を、「法第百十五条の二第一項（法第百九条第五項）」に改め、「委員会の求めに応じて」を削る。

第二条中、「車賃、日当」を、「航空賃、車賃、定額による旅行雑費」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成十二年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中、「日当」を、「定額による旅行雑費」に、「移転料、支度料」を、「定額による外国旅行雑費」に改め、同条第五項第一号中、「三十七円」を、「三十二円」に改め、同項第三号中、「一万四千九百円」を、「一万三千三百円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 内国旅行の費用弁償（第六条関係）

区分	車賃 (一キロメートルにつき)	旅行雑費 (県外の旅行一日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
			甲地方	乙地方	
議長	四七円	一、八五〇円	一六、五〇〇円	一四、九〇〇円	三、三〇〇円
副議長及び議員	四七円	一、六五〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円

備考

自家用自動車等を利用して旅行する場合の車賃の額は、車賃欄の額にかかわらず、一キロメートルにつき三十二円とする。

別表第二を次のように改める。

別表第一 外国旅行の費用弁償（第六条関係）

区分	車賃	外国旅行雑費（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	食卓料 (一夜につき)	死亡手当

議長	九〇〇〇〇	甲 地方	指定都市
副議長及び議員	八〇〇〇〇	乙 地方	指定都市
実費	九〇〇〇〇	丙 地方	甲 地方
	八〇〇〇〇	甲 地方	乙 地方
	七〇〇〇〇	乙 地方	丙 地方
	六〇〇〇〇	丙 地方	（き）

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び旅行日以前に出発し、かつ、旅行日以後に完了する旅行のうち旅行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち旅行日以前の期間に対応する分及び旅行日以前に完了した旅行については、なお従前の例による。

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例(平成十六年宮城県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を、「政務活動費」に改める。

第一条の見出しを、「趣旨」に改め、同条中、「及び第十五項」を、「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を、「における党派」の下に「以下「党派」という。）」を加え、「政務調査費」を、「政務活動費」に、「定めることにより、議会審議の充実に資し、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする」を、「定めるものとする」に改める。

第十条を削る。

第九条の見出し及び同条第一項中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条第三項中「第八条第一項」を、「前条第二項」に、「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条第四項中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条を第十条とする。

第八条(見出しを含む。)中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第五条第一項」を、「第六条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「党派」を、「議員が党派を結成し、党派」に、「政務調査費」を、「政務活動費」に、「政務調査費経理責任者」を、「政務活動費経理責任者」に改め、同条第四項中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条を第六条とする。

第四条(見出しを含む。)中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条を第五条とする。

第三条(見出しを含む。)中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条を第四条とする。

第二条(見出しを含む。)中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第二条 政務活動費は、党派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第十一条中「政務調査費」を、「政務活動費」に改める。

第十二条の見出し中「経理責任者等」を、「政務活動費経理責任者等」に改め、同条中「経理責任者」を、「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費」を、「政務活動費」に改める。

第十三条第一項中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同項第二号中「第十号各号」を、「別表」に、「費用等」を、「経費」とに改め、同条第二項及び第三項中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条第五項中「第六条第二項」を、「第七条第二項」に改め、同条第七項中「政務調査の」を「政務活動の」に、「政務調査費」を、「政務活動費」に改める。

第十四条第一項中「政務調査費」を、「政務活動費」に改める。

第十六条の見出し中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条第一項中「第八条第二項」を「第九条第二項」に、「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条第二項中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条第三項中「政務調査費」を、「政務活動費」に、「第十号の使途基準」を、「第一条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条第五項中「政務調査費」を、「政務活動費」に、「前四項」を、「前各項」に改め、同条第六項中「政務調査費」を、「政務活動費」に改める。

第十七条第一項中「次の各号に掲げる者は」を、「何人も」に改め、同項各号を削る。

第十八条中「政務調査費」を、「政務活動費」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(透明性の確保)

第十八条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

経 費	内 容
調査研究費	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む)及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む)、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の宮城県議会における政務調査費の交付に関

する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮城県議会委員会条例(昭和五十年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「十一人」を、「十人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第三条の二第三項中、「前項の委員」を、「議会運営委員」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(特別委員の任期)

第六条の二 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第二十一条第二項中、「聞こうとする」を、「聴こうとする」に改める。

第二十三条第一項中、「聞こうとする」を、「聴こうとする」に改め、同条第二項中、「かたよらない」を、「偏らない」に改める。

第二十四条第二項中、「聞こうとする」を、「聴こうとする」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。